

平成 15 年 10 月 2 日

各 位

東京都新宿区西新宿四丁目 2 番 1 8 号
スリープロ株式会社
代表取締役社長 高野 研
(コード：2375)
問合せ先：管理本部本部長 打保元康
電 話：03 - 5304 - 8624

公募新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 15 年 10 月 2 日開催の当社取締役会において、当社株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う公募による新株式発行、公募による新株式発行に伴う株式売出しに関して、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|--|---|
| (1) 発行新株式数 | 当社普通株式 100,000株 |
| (2) 発行価額 | 未定（今後の取締役会で決定する） |
| (3) 発行価格 | 未定（発行価額決定後、発行価額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成15年10月23日に決定する。） |
| (4) 募集方法 | 発行価格での一般募集とする。 |
| (5) 引受の方法 | 東洋証券株式会社、新光証券株式会社、マネックス証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、SMBCFREND証券株式会社、ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社、エンゼル証券株式会社、高木証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、水戸証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人とし、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が発行価額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止する。 |
| (6) 申込株数単位 | 100株 |
| (7) 払込期日 | 平成15年11月4日（火曜日） |
| (8) 申込期間 | 平成15年10月27日（月曜日）から
平成15年10月30日（木曜日）まで |
| (9) 配当起算日 | 平成15年11月1日（土曜日） |
| (10) 上記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出しの件

- | | |
|---|-----------------------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 95,000 株 |
| (2) 売 出 価 格 | 未定(上記1.における発行価格と同一となる。) |
| (3) 売 出 し の 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 |
| (4) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 |
| (5) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (6) 引 受 の 方 法 | 東洋証券株式会社が引受人となり、全株式を買取引受する。 |
| (7) 株 券 受 渡 期 日 | 平成15年11月5日(水曜日) |
| (8) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止される。 | |

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募・売出しの概要

(1) 発行株式数及び売出株式数

発行新株式数普通株式 100,000株

売出株式数普通株式 引受人の買取引受による売出し 95,000株

(2) 需要の申告期間 平成15年10月16日(木曜日)から
平成15年10月22日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 平成15年10月23日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成15年10月27日(月曜日)から
平成15年10月30日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成15年11月4日(火曜日)

(6) 配当起算日 平成15年11月1日(土曜日)

(7) 株券受渡日 平成15年11月5日(水曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 1,280,000株

公募増資による増加株数 100,000株

増資後の発行済株式総数 1,380,000株

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算金 105,000千円()は、全額を運転資金に充当する予定であります。

()有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,250円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 配当政策

(1) 配当政策

当社は株主各位に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、財務内容及び今後の事業展開等を勘案しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、将来にわたる株主利益を確保するため、今後の営業体制の充実及び財務体質と経営基盤の一層の充実に充てることとし、業界における競争激化に対応してまいります。

	平成12年10月期	平成13年10月期	平成14年10月期
1株当たり当期純利益	190.84円	6.88円	10.11円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	-円 (-)	-円 (-)	-円 (-)
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	-%	1.58%	2.21%
株主資本配当率	-%	-%	-%

(注) 1株当たり当期純利益は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 配分の基本方針

申込みに先立ち、平成 15 年 10 月 16 日から平成 15 年 10 月 22 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規定等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規定等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。